

# 欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と 通訳方法—オランダ調査からの知見

水野かほる・高畑 幸

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）  
第17巻第1号（2018年9月）抜刷

## 【研究ノート】

# 欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と 通訳方法—オランダ調査からの知見

水野かほる・高畑 幸

## 1. はじめに

### 1.1 本稿の目的

2018年3月、オランダにおける法廷通訳者に対するインタビュー実施、及び欧州司法通訳翻訳者協会（European Legal Interpreters and Translators Association: 以下、EULITA と略す）の年次大会に参加する機会を得た。

日本では、2018年5月で裁判員裁判開始から丸9年となり、現在、制度開始から10年目に入っている。2016年度に全国の地方裁判所・簡易裁判所で判決を受けた被告人57,697人のうち通訳人がついた外国人被告人は2,624人、国籍数は68、使用言語は40言語であった（最高裁判所事務総局刑事局）。また、同年に行われた裁判員裁判において判決が言い渡された被告人1,104人のうち64人に通訳人がついている。

裁判員制度へ主体的に市民が関わることを目的とした非営利団体である一般社団法人裁判員ネットは、裁判員経験者へのヒアリングや裁判員裁判の現場の声から、「市民からの提言」と題する提案をしている。その提言<sup>⑫</sup>は、「裁判員裁判の通訳に関して、資格制度を設けて一定の質を確保するとともに、複数の通訳が担当することで通訳の正確性を担保すること」である。法廷通訳人は刑事裁判において極めて重要な役割を担っているが、その質の確保、誤訳防止の措置等については明文化された規定はなく、裁判所の裁量に委ねられているのが現実である。裁判員ネットが紹介する裁判員経験者の声では、「通訳がわかりにくかった」、「その人しか、言っている内容が、事実が理解できていないというのが、聞いてちょっと心配な点ではありました。」などの感想が挙げられている。こうした課題に対してどのような方策があるのかを考える道しるべとして、多くの国や言語が存在し難民を抱えるヨーロッパの司法通訳の状況は、日本とは違う事情を抱えているとしても参考になるのではないかと考えた。

本稿においては、オランダ及びヨーロッパにおける司法通訳翻訳の制度や通訳実態、ヨーロッパの司法通訳翻訳において EULITA が果たす役割について、そして今後日本にも影響を与えることが予想される ISO の司法通訳規格について紹介し、日本の

司法通訳制度への示唆を導きたい。

## 1.2 調査の概要

2018年3月12日～19日、オランダおよびブルガリアにおいて行った調査の概要は以下のとおりである。3月12日～15日はオランダ調査である。アムステルダムにおいて地方裁判所見学、司法通訳制度の資料収集を行った。また、アムステルダムとライデンにおいて、法廷通訳人2人にインタビューを行った。その後、ブルガリアに移動し、3月16日～17日、ソフィアにおいてEULITAの年次大会に出席し、ソフィア在住の日本語・ブルガリア語法廷通訳人にインタビューを行った。なお、三浦尚子さん（2017年3月に本学国際関係学研究所修了、現在はアムステルダム在住）に調査助手と通訳をお願いした。

## 1.3 先行研究：ヨーロッパにおける司法通訳翻訳

ヨーロッパにおける司法通訳翻訳について書かれた論文は多くはない。ここでは、水野真木子（2004）と久岡康成（2015）を参考に近年の動向について記述する。両論文から読み取れるのは、特にEUでは加盟国の言語・文化・法制度等が様々に異なるからこそ、欧州人権条約を基に司法通訳翻訳の権利保障、質の向上、そして標準化が目指されてきたことである。

2016年における欧州連合（EU）加盟国は28か国にのぼり、24の公用語、5億5千万人を超える人口を有する。EU法の全ての言語での表現は、法的価値が等しく、EUは言語に基づくヨーロッパ市民の差別がないことを保障している。例えば、欧州委員会では、法令やその他の公共性の高い重要文書は全ての公用語に翻訳される。但し、特定の加盟国当局や団体個人あての文書、個別具体性の高い報告書、作業文書等は必要と目的に応じた選択的な翻訳が行われる<sup>1</sup>。

EU域内には、公用語以外に60を超える少数民族・地域言語が存在すると言われている。また、難民・移民関係、テロ問題、麻薬問題、国際的組織犯罪等による諸問題に対して有効な対応を取る必要が生じた。そのような中でEUにおける司法通訳翻訳をとりまく状況と背景として次のような動向が見られた。

- ・世界人権宣言（The Universal Declaration of Human Rights of the United Nations）：1948年発布。
- ・欧州人権条約：1950年調印、1953年発行。  
第6条：公正な裁判を受ける権利。手続の言語を話さないか理解しない人びとに対

1 駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン EU MAG  
<http://eumag.jp/questions/f0712/>（2018年6月11日アクセス）

する通訳・翻訳に対する権利を定めた。

以上のような背景のもと、1992年のマーストリヒト条約、また1997年のアムステルダム条約を経て、司法の問題がEUの重要課題として認識されるようになった。これらの条約においては、自由・安全・司法の領域の維持と発展が自らの目的と定められた。

・Grotius Project 1998：1998年、EU内での司法通訳・翻訳の質の向上と標準化を促進するための共同作業の場として、ベルギー、イギリス、デンマーク、スペインの4か国により立ち上げられた。目的は以下の3分野におけるEU全体としての水準を確立することであった。

- 1) 司法通訳人・翻訳人の選択、訓練、評価の基準
- 2) 倫理、行動規範、適切な業務慣行の基準
- 3) 司法通訳人・翻訳人と司法諸機関の間での学際的な共同作業の整備

・欧州評議会タンベレ会談：1999年実施。司法へのアクセス権の確立、捜査段階、予備段階、最終決定段階等のプロセスにおける司法上の決定についての相互承認原則の確立、情報・司法手続き・司法機関の協調を目標とする。

・基本的人権憲章（The EU Charter of Fundamental Rights）：1999年発足、2000年宣言。法の下での平等、言語等による差別の禁止、文化、宗教、言語の多様性の尊重、公正な裁判への権利等の保障。

・Grotius Project 2001：Grotius Project 1998を発展させ、司法通訳・翻訳に関するEU全域の共通基準策定への努力を継続する目的で、5か国（ベルギー、デンマーク、イギリス、オランダ、チェコ共和国）で発足した。

・刑事手続きにおける手続き上の保護に関するグリーン・ペーパー（Green Paper on Procedural Safeguards in Criminal Proceedings throughout the EU）：2003年、欧州評議会によって発行。公正な裁判の原則を実行に移すための権利が提起された。

・刑事手続きにおける通訳と翻訳に対する権利についてのEU指令2010年64号：欧州人権条約6条の権利。被疑者・被告人の防禦権保障からの通訳翻訳に対する権利であり、その保障が手続きの校正の前提・要件になっている。

以上のように、前述の2論文では、EU域内加盟国家間のより効果的な新しい刑事司法協力の方式の必要性や、適切で同等な手続き的保障の機能等について述べられているが、水野真木子（2004）は14年前に記述されたものであり、また平岡（2015）は法学者としての視点からの記述である。それに対し、本稿は、司法通訳翻訳の立場から現在のヨーロッパにおける司法通訳の情勢を探ろうとしたものである。

## 2. 欧州司法通訳翻訳者協会 (EULITA)

### 2.1 団体の設立経緯と目的

EULITA は、2009年11月、欧州委員会の自由・安全・正義総長 (EU Commission's Directorate-General of Freedom, Security and Justice) の刑事裁判プログラム (プロジェクト番号 JLS/2007/JPEN/249) のもとでベルギーにおいて設立された非営利組織である。初代会長はオーストリア在住のリーセ・カチンカ (Liese Katschinka) 氏で、2017～2019年の会長をブルガリア在住のダニエラ・アモデオ・ペリリオ (Daniela Amodeo Perillo) 氏が務めている。

そのミッションは以下の5点である<sup>2</sup>。

- ①正義の質を向上させ、言語と文化を超えた司法へのアクセスを確保し、欧州人権および基本的自由条約に定められている人権の基本原則を保証すること。
- ②EU加盟国の司法通訳翻訳者の専門家団体と、司法通訳翻訳者を会員とする一般協会を正会員として募り、賛助会員として司法通訳翻訳の質的向上に尽力し関心を持つ各種組織と個人を歓迎すること。
- ③EU各国における司法通訳翻訳者協会の代表団体として、協会不在の国における協会設立を支援し、専門的訓練と研究において学術機関と連携しつつ、EU全体の司法通訳翻訳者の認定制度設立を目指すこと。
- ④司法通訳翻訳者の専門的地位の認定、研修、優良事例の情報交換、研究等を通じて司法通訳翻訳者の質的向上に取り組み、その専門性を上げるとともに加盟国での司法通訳翻訳制度における協力と信頼関係の構築を促すこと。
- ⑤司法サービスと司法の専門家との連携における協力と優良事例の実践を促すこと。

### 2.2 活動内容

EULITA は設立以来、年次大会のほか、次世代向けの通訳訓練、翻訳の質的向上、司法通訳翻訳者の相談事業、法的環境における手話通訳のための適格性判定などが行われている。会員すべての遵守事項として、2013年4月6日の総会で倫理規定 (Code of Ethics)<sup>3</sup> を採択した。

また、2015年6月、司法通訳に関する国際標準化機構 (International Organization for Standardization = IOS。以下、ISOと略す) 規格への申請がEULITAからISOに提出された (詳細は後述)。予備審査を経て2018年6月16～17日、中国の杭州市で行われるISOの年次大会においてEULITAのISO担当委員Liese Katschinka氏が司法通訳の標準化案について説明し、委員による最終投票が行われた<sup>4</sup>。

2 EULITA ウェブサイト <https://eulita.eu/wp/> (2018年5月20日アクセス)

3 EULITA ウェブサイト <https://eulita.eu/wp/wp-content/uploads/files/EULITA-code-London-e.pdf> (2018年6月26日アクセス)

4 EULITA ウェブサイト <https://eulita.eu/wp/dis-20228-goes-into-final-round-of-balloting/> (2018年7月2日アクセス)

### 2.3 2018年会議のテーマ

2018年3月16日～17日、筆者らはブルガリアのソフィアで行われた年次大会に出席した。そこでのテーマは「司法通訳翻訳者の地位と認知の現状 (Status and Recognition of Legal Interpreters and Translators Today)」であった。

初日は裁判所において行われ、ブルガリアの司法関係者が裁判手続きについて説明を行った。2日目は、3つのセッションに分かれて活動報告が行われた。第一セッションはイタリアの人道的通訳者養成、赤十字の救援活動で働く通訳者、ギリシャにおける難民支援の通訳活動についてであった。第二セッションは、弁護士と司法通訳者とのコミュニケーション、司法通訳翻訳者の労働実態、金融市場における司法通訳翻訳についてであった。第三セッションは、盗聴活動の通訳、英国における司法通訳者と警察との合同訓練、司法通訳翻訳の ISO 基準策定について報告された<sup>5</sup>。2014年、シリアから欧州諸国へ多数の難民が移動して以来、難民支援や人道的保護の分野での司法通訳・翻訳ニーズが高まっていることがうかがわれる。

### 2.4 ISO 基準策定への取り組み

ISO 基準策定は、EULITA にとって重要な目標の一つである。以下においては、2018年3月の EULITA 大会における前 EULITA 会長の Liese Katschinka 氏の発表 "An update on EULITA's project of an ISO standard on legal interpreting (DIS 20228)" (法務通訳サービスの要求事項) に基づいて、これまでの司法通訳の ISO 規格策定に向けての動向をまとめ、さらにその目的と内容について述べる。

#### 2.4.1 これまでの経緯

ISO/DIS 20228 (国際規格案) は、法務に関する通訳サービスを指定した規格である。

- 2012年、国際標準化機構 (ISO) のスペイン、マドリッド総会において、TC37 (第37専門委員会) に翻訳・通訳を扱う分科委員会が設置される。
- 2013年、南アフリカ、プレトリア総会、通訳に関わる規格の議論開始。
- 2014年、ベルリン総会で、コミュニティ通訳に関する規格 ISO13611 発行。新業務項目の提案がされ、EULITA がプロジェクトコーディネーターになった。数か国から専門家が選出され、国内委員会が設置される。
- 2015年、松江総会に作業草案 (WD) が提出、検討され採択される。委員会原案 (CD) へ進む。
- 2016 年、デンマーク、コペンハーゲンで ISO/TC 37 総会が開催され、CD が検討

5 EULITA ウェブサイト

<http://eulita.eu/wp/lit-materials/status-and-recognition-of-legal-interpreters-and-translators-today/> (2018年5月20日アクセス)

される。コペンハーゲン会議でのコメントを取りこみ、国際規格案 (DIS) を採択。本規格では、欧州中心に実施されている CEFR<sup>6</sup> を例に挙げ言語的力量 (Linguistic Competence) が規定されており、日本の国内委員会は日本における他の語学試験の紹介とマイナー言語の法務通訳サービスの提供者の言語的力量に関する注記の挿入を依頼した (JTF JOURNAL 2016:14)。

- 2017年、オーストリア、ウィーンで ISO TC/SC5/WG2総会開催、DIS を発表、賛成多数で可決。ウィーン会議のコメントを取りこんだ DIS(2) を採択。本総会においては、法務通訳サービス提供者の言語的力量について、語学試験の言及等具体的な内容は記載せず、詳細はアンブレラ規格である ISO18841 (一般通訳サービスに関する規格) を参照することとする旨の注記を挿入する方向になった (JTF JOURNAL 2017:14)。
- 2018年6月、中国杭州開催の ISO/TC37/SC5/WG2において国際規格最終案 (FDIS) を発表。
- 2018年後半に投票で採択される予定。

本件に関する日本の国内委員会の事務局は一般社団法人情報科学技術協会であり、2012年より国際基準の内容について議論し国際会議や案件ごとの投票にも参加している (水野真木子2014)。

#### 2.4.2. ISO/DIS 20228 の必要性

本大会において報告された ISO/DIS 20228の序文によると、本規格が必要とされる理由は以下のとおりである<sup>7</sup>。

自由を剥奪された個人、容疑者、被疑者、被告人、原告人、申立人、告訴人、証人、被害者、及び異なる司法的場面における当事者が口頭または手話によるコミュニケーションをする際に要する通訳のニーズに応えようという動向が世界中で高まっている。当該ニーズは、このほか、裁判官、弁護士、検察官、警察官、裁判所事務官、公証人などの司法利害関係者、さらに司法に関するコミュニケーション中に通訳サービスが必要とする個人からのニーズも高まっており、本文書はこれらのニーズに応えるために作成された。

司法通訳サービスを受ける権利については、複数の国際的文書に記されている (ISO20228添付文書 A 参照)。司法通訳は、すべての人に与えられる司法と公正な裁

6 欧州評議会 (Council of Europe) が2001年に出版した "Common European Framework of Reference for Languages" (ヨーロッパ言語共通参照枠) で CEFR あるいは CEF と略される。

7 Liese Katschchinka 氏の発表 "An update on EULITA's project of an ISO standard on legal interpreting(DIS 20228)" による。

判への平等の機会を保障するに足るだけの高品質であることが必要である。

司法通訳は、プロの通訳が提供する通訳サービスとして確立されている。特定の場面（例：警察による捜査、裁判）における様々な行動規範や規格（プロトコル）が存在するが、これらは国ごとに異なり、司法通訳サービスの提供に関わる規定・規格で、全世界で合意・統一されたものが存在しない。

また、司法通訳のトレーニングと実践方法には大きなばらつきがあるだけでなく、驚くほど流動的に変化している。実状では複数の国において脱専門家の方向に進む傾向が見受けられるが、その理由は経済的問題、専門的研修制度の欠如、及びプロでない司法通訳者を利用することのリスクに対する認識の低さがある。

### 3. オランダにおける司法通訳翻訳者

#### 3.1 法廷通訳者の養成課程と登録制度

司法通訳翻訳者が働く分野は多岐にわたるが、ここでは特に法廷通訳者の養成について紹介する。オランダにおいては、法廷通訳者になるためには大学卒業以上の学歴を持ち、さらに所定の教育機関（大学等）で8か月間、語学と法学の単位を取得し修了証（diploma）を得る必要がある。

このコースはオランダ法務省が認定した Stichting Instituut van Gerechtstolken en Vertalers (略称・SIGV、「法廷通訳・翻訳者研修コース」と呼ばれる。SIGVのウェブサイト<sup>8</sup>によると、このコースは1988年に設立され「刑事事件における法廷通訳」と「刑事事件における法的翻訳」の2分野に分かれている。「法廷通訳」の研修コースでは、言語的知識とオランダおよび関係する外国法制度も学ぶ。弁護士、専門のトレーナー、現役の法廷通訳者が指導者を務め、授業料は合計2480ユーロ（約31万8千円）で、そのほか受験料が必要である。

授業は週1回、夜間に行われる。まず知識分野では、「刑事訴訟法」、「刑法」、「外国語の用語」、「(通訳対象の)外国語（が使われる地域）の刑法」を学び試験を受ける。刑事訴訟法と刑法の講義はオランダ語で行われる。この後は通訳実践である。各言語のグループに分かれてロールプレイを行い、最後に、年2回行われる模擬裁判形式の通訳スキル試験に合格すれば終了となる。

SIGVの修了生がSIGV法廷通訳・司法翻訳者協会の会員として登録される。SIGVの目的は会員へのサービス向上であり、各種関連団体に参加することで、SIGVに所属する法廷通訳・司法通訳者の待遇が改善するよう務めている。会員の使用言語はヨーロッパおよび中東諸語を中心に31言語におよび、SIGVのウェブサイトではSIGV登録済会員名簿（名前、住所、電話番号、メールアドレス）が閲覧できる。

8 SIGV 法廷通訳・司法翻訳者協会 <http://www.sigv.nl/> (2018年6月26日アクセス)



### 3.2 オランダ語・英語・イタリア語の法廷通訳者 S さん

本調査ではオランダで2人の法廷通訳者にインタビューをすることができた。1人目のSさんはオランダ在住で英語、オランダ語、イタリア語の法廷通訳者として20年の経験を持つベテランである。英語とオランダ語を日常生活の言語としてバイリンガル環境で育った。後に、1990年に大学でイタリア語を履修し、1992年にSIGVのコースを修了してSIGV登録済法廷通訳者となった。オランダにおける法廷通訳者のリーダー格でもある彼女は、同国の法廷通訳者の処遇を改善すべく尽力してきた。法廷通訳者の労働環境を中心に話を聞いた。

日本とオランダに共通するのが、法廷通訳者が個人自営業者だということである。その上で、Sさんは2019年からの法廷通訳業務の「外部化」に伴う労働条件の悪化を懸念している。ここでいう「外部化」とは、従来は裁判所が直接通訳人に依頼していたのを、仲介業者（通訳エージェント）を通じた依頼に変更することである。

現状でも、オランダの法廷通訳人が受け取る報酬は高くはない。通訳料は時給20ユーロ、交通費は市内ならば8ユーロで、そこから税金が引かれる。外部化が実現すれば、裁判所は民間業者を通じて間接的に法廷通訳者へ依頼することとなる。仲介業者が手数料をとるため法廷通訳者の手取り通訳料が減る可能性がある。これまで通訳者は資格取得および登録更新のために多くの出費をしており、これ以上の手取り通訳料の減少は経済的なダメージが大きい。すでにイギリスでは外部化が実施され、その結果、法廷通訳者はさらに安く使われることとなった。オランダでも「外部化」が実行されれば商業主義的な論理で「時給が安く未熟な」通訳人が法廷に立つ可能性が高くなり、法曹三者および被告人の不利益になると考え、Sさんは裁判所に対して外部化に反対してきた。

また、Sさんは通訳業務に伴うリスクにも言及していた。法廷通訳者は常に犯罪者である被告人と間近に座って通訳業務を行う。そのため、公判中に被告人が興奮して暴れだす可能性は常にある。そばにいる通訳人もその被害にあう可能性があり、このようなリスクがある仕事だからこそ、法廷通訳者の仕事が尊重・保護され十分な待遇を得られる必要があるとSさんは話していた。

法廷内の動きは常に流動的である。Sさんへのインタビュー後、彼女が英語とオランダ語の通訳をするという法廷に同行した。しかし、在宅起訴された被告人が法廷に現れなかったため期日変更となる。一定時間待っても被告人が来ない場合は所定の日当が支払われる。常に同様の事態は起きるため、Sさんは法廷通訳という仕事の「不確定性」を受入れ、裁判所の近くにアパートを借りて住んでおり、自宅で翻訳等の仕事をしている。

### 3.3 オランダ語・日本語の法廷通訳者 H さん

ライデン在住のHさんは、オランダで唯一の日本語の認定通訳人である。Hさん

欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と通訳方法

はライデン大学日本語学科卒業後、裁判所で通訳を始めた。彼女が法廷通訳を始めた当時（2009年以前）、ディプロマコースは制度化されていなかったので、ディプロマを受けていなくても登録できた。

これまでHさんが経験した、日本人が関わる刑事事件は2件で、いずれも薬物事件である。1件は目撃者で1件は被害者だが、どちらも被告人が出頭せずに終わった。民事事件は離婚関係、飲酒運転、労働問題などである。そのほか、子どもの親権をめぐる争いや、入国ビザをめぐる移民局に対する裁判などもある。

2009年に新しい制度ができ、翻訳と通訳の資格認定が別になり、法廷では法廷通訳人として宣誓した上で通訳をしなければならなくなった。通訳者としての認定を受けるためには、1年のディプロマコースを受け、刑事訴訟法等と言語の試験を受ける。法廷通訳翻訳者の登録機関であるBTVでの登録は5年ごとに更新をしなければならない。日本語のコースはないが、医療、同時通訳、民事など様々なコースがあり、受講料を払って受講し、80点をとると更新できる。2009年の制度発足時は、ITV<sup>9</sup>のような特定の学校やコースしか選択肢がなかったが、現在は、リスト以外のコース等を受講したり、学会や雑誌での報告・執筆の業績も得点になるようになった。これらは自己申請により審査を経て認定される。

法廷通訳者になるための制度は、現在は変わっている。通訳翻訳学校を卒業するか、BTVの試験に合格し、SIGVのコースに合格すれば登録できる。少数言語の場合、オランダ語と当該言語が上級レベル（C1）<sup>10</sup>であることを証明する、420時間の翻訳通訳コースを受講あるいは試験に合格する、5年間の実務経験を持つ等の方法でその能力を証明する必要がある。裁判所主催の研修はなく、法廷通訳者の通訳料は30年間変わっていない。法廷通訳だけでは生活できないので、他の通訳もやっている。この点はSさんもHさんも同様である。次に、オランダの法廷通訳者の事例を相対化すべく、ヨーロッパにおける司法通訳の在り方の全体像を見てみよう。

#### 4. ヨーロッパにおける司法通訳の在り方について

ISOは国際規格を策定するものであるが、その作成にあたってのヨーロッパの影響力は大きいと思われる。そこで、ここでは、ヨーロッパにおいて司法通訳者の能力や通訳技術、通訳方法がどのように捉えられ、何が目指されているかに関して、

9 ITV Hogeschool : The Dutch ITV Hogeschool voor Tolken en Vertalen (University of Professional Education for Interpreting and Translating) : オランダで一番規模の大きい通訳者・翻訳者養成機関であり、数年間の経験を持つ通訳人を再教育し、登録司法通訳人への道を開いている（水野真木子2004:152）。

10 上級レベルC1 : 欧州評議会（Council of Europe）が2001年に出版した "Common European Framework of Reference for Languages"（ヨーロッパ言語共通参照枠、CEFRあるいはCEF）による。ヨーロッパ全体で言語教育に関わる人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドライン。A1～C2のレベル設定がされ、C（C1、C2：上級）は「熟達した言語使用者」とされる。

ISO/DIS 20228とオランダの司法通訳者に対するインタビューから考察する。

#### 4.1 ISOの司法通訳翻訳基準に書かれている通訳者の適格性、能力及びスキル

ISO/DIS 20228は、司法通訳サービスの基本理念及び司法通訳者に必要とされる適格性、言語能力、通訳技術等について定めている。本節では、その中の"5 Competences and qualifications of legal interpreters"<sup>11</sup>から、司法通訳者の適格性、そして通訳を行う際に、具体的にどのような訳し方をするか、どのような能力が必要とされるかについて説明する。

##### ①司法通訳者の適格性

- ・司法通訳者は、専門分野、実務、資格に基づいた能力を有し、職業倫理を守り、1つ以上のプロトコルを守ること。
- ・司法通訳者は、起点言語及び目標言語が使用されている国々の司法システムの仕組みと司法行政についての包括的知識を持っていること。
- ・司法通訳者は該当する分野の法律（実体性、手続性、刑事法、民事法、行政法等）を理解していること。
- ・司法通訳者は、弁護人、裁判官、司法官、検察官及び通訳者それぞれの役割を深く理解していること。

##### ②司法の場において必要とされる能力

- ・司法通訳者は、起点言語から目標言語に訳したメッセージを法的な場で発言するため、適切な通訳方法で伝える能力を持っていないといけない。
- ・司法通訳者は、正確、忠実、公平に全ての発話の要旨を、付け加え、省略、その他発言者のメッセージの意味が変わる可能性があり誤解を招く可能性がある、あらゆる要素を排除した上で訳さなければならない。
- ・通訳技術には次のものが含まれる。逐次通訳、同時通訳、ウィスパー通訳、リレー通訳、サイト・トランスレーションなど。
- ・上記技術を支えるテクニック（記憶術、ノート・テイキング、ストレス対策）。
- ・法的な文章のレベルに対応できる高度な言語技能。
- ・起点言語から目標言語に正確で自然なメッセージに訳すことが出来る能力。
- ・関連する語の選択や用語・レジスターの選択をすばやく行うことが出来る能力。
- ・言語的なスタイルや語彙選択から通訳する対象者の社会的経済的、教育的、文化的な背景についての情報を得られること。

11 ISO/DIS 20228.2 Interpreting services - Legal interpreting --Requirements  
<https://www.iso.org/standard/67327.html> (2018年6月アクセス)

欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と通訳方法

・言いよどみや出だしの失敗や繰り返しのような、元の発話におけるパラ言語の特徴（非言語的特徴）を目標言語においても保持することができる能力。

③司法通訳者に必要とされる通訳テクニックと適切なストラテジー

- ・司法通訳者の役割に精通していること（導入、位置、ターンの取り方、いつどのように説明を求めるか）。
- ・様々な法的な環境、状態において、法律用語及び作業言語の等価の機能を可能にするための技能を駆使することができる。
- ・目標言語での解釈で元の言語の発話と同様の効果を実現することができる。
- ・ストラテジーの立案を含む警察環境における調査手法について自覚しており、目標言語でそのようなストラテジーを正確に描写する能力。
- ・質問の方略的使用を含む法廷談話を理解しており、また目標言語においてそのようなストラテジーを正確に描写ことができ、口頭または手話でのコミュニケーションを行ったり意見を述べたりすることができる。
- ・自己チェックと自己訂正ができる。
- ・適切な話し方ができる。
- ・高い水準のプロフェッショナルな行為と倫理について十分意識し、統合と適用をすることができる。
- ・プロフェッショナル倫理の適切な作法と特定の法的環境を決定する最も実践的基準を知り遵守することができる。

ISO/DIS 20228には、さらに、異文化に精通しその違いを言語的、非言語的に表現する能力、機器を使用する能力、多様な人々との意志疎通と対人関係を保てる技術を待つ、継続的トレーニング・教育、司法通訳資格の証明など、司法通訳者が持つべき様々な能力や資格について記述されている。

4.2 Sさんのインタビューから

オランダ在住の法廷通訳者Sさん（上記）に、「法廷での訳し方」について話を聞いた。ISO規格で求められる能力について具体例を挙げながら、Sさんは以下のように説明した。

法廷通訳者（司法通訳者）は、法律の専門用語に精通していなければならない。刑法や当該外国人の出身国の法律制度についても十分な知識を持ち、同時通訳を行う能力を持たなければならない。また、法曹三者や書記官が聴き取れるよう、大きな声で明確に訳さなければならない。法曹三者の法廷での発言は、刑法や刑事訴訟法に従っており、定式化された法律用語を用いることが多く、例え聞き取りにくい場合でも通訳することは可能である。一方、被告人は低学歴であることが多く、最後まで言い切

らなかったり、外国なまりや慣用から外れた表現をすることが問題である。また、彼らは皆、(法廷内では)神経質になっており、混乱して、話をでっちあげたりする。彼らは弁解をするが、それは説得力のあるものではない。彼らの言うことを訳すのが困難だが、慎重に注意深く訳さなければならない。例えば、アフリカ出身の被告人は人称代名詞の he と she の混乱が多い。また、アルバニア系イタリア人の場合、文法的な間違いが多い。

そこで、通訳人は(被告人に対して)どんな意味なのかを尋ねながら通訳をしなければならない。しかし、このように被告人に尋ねつつ通訳をしていると、裁判官が(そもそも被告人の発話が文法的に不完全だという)実情を理解せずに、通訳人が能力不足だとみなすことがあるのが問題である。

今回のオランダ調査では二人の通訳・翻訳者にインタビューをすることができた。二人とも高度な言語能力、通訳技能、及び制度や法律に関する知識を持ち、豊富な通訳経験を有している。それにもかかわらず、絶えずより高いレベルを目指した努力を怠らない。ISO/DIS 20228は、司法通訳翻訳者の適格性や必要とされる能力、通訳技術など多くの規定が定められており、通訳・翻訳に関する権利を確実に具体化するための強い意志が表れていると思われる。

## 5. まとめと結語

現在、移民や難民等、言語圏を超える人びとの移動が世界各地で加速化している。彼(女)らが目的地に向かう途中で、あるいは到着後にその権利が守られ人間らしい生活ができるためには、渡航先の主要言語と彼(女)らの第一言語との橋渡しをする語学の人材が不可欠である。その需要は一層高まっている。だからこそ、語学人材の「質」を高めると同時に「待遇」を保証する必要がある。以下、本調査での知見を3点にまとめたい。

第一に、EULITA の役割についてである。特に、移住者の人権に直結する法的手続きの場面で通訳を行う、司法通訳者の役割は大きい。各種の語学人材の中でも、より高いレベルの語学力と通訳スキル、そして知識が問われる。その担い手の社会的地位の保証、待遇の改善、相互扶助、そして国際的基準の制定に向けて尽力してきた国際的かつ最大規模の専門家集団が EULITA である。今回のオランダおよびブルガリアでの調査を通じて、司法通訳者の普遍的な課題が浮かび上がった。第一に、司法通訳は「官の仕事」であることだ。受注者は政府(裁判所)のため、報酬に資本主義的競争原理が働かない。通訳者の能力評価を行い熟練度に合わせた報酬を設定することが困難である。

この事実は、オランダでの調査でより明確となる。すなわち、オランダにおいて法

## 欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と通訳方法

廷通訳者の報酬は日本よりも低く（時給20ユーロ）、さらには裁判所による直接雇用から民間の仲介業者を通じての「外部化」が行われようとしている。そこで、EULITA に加盟する各国の司法通訳・翻訳者団体は、それぞれの国での「外部化」の結末（待遇の悪化）について情報交換を行い、これから「外部化」が導入されようとしている国において反対運動を行う等のアクションを起こすことができる。

第二に、司法通訳の ISO 規格策定についてである。司法通訳の ISO 規格は全世界で合意統一された通訳サービスの提供を目指すものであるが、現在は国地域によって法律や規制が異なっており、その策定や実施はかなり困難を伴うことが予想される。EU においても各加盟国の経済発展段階、人権意識、法制度などが異なっている状況があるが、EU 全体を対象とする司法通訳翻訳の質の向上や共通基準策定の必要性への認識が向上し、それに向けての提案がされてきた。しかし、先行研究とオランダでの調査によると、ヨーロッパでは言語権保障のため、通訳を受ける権利や通訳の質の保証等の制度の充実は進められたが、一方で通訳人の待遇の改善は遅れているという矛盾が存在する。また、日本においては、訴訟主体としての自己の訴訟行為を行っていくための通訳については直接の根拠規定が不整備であり、権利性の弱さは否定できない。通訳の正確性、公平性、中立性の問題や、通訳者・翻訳者の適格性と資格制度、研修等についても事実上は手続きの主催者の運用に任されていると思われる（久岡 2015:27-28）。ISO 規格の策定に関して、日本は国内委員会を発足させ国際会議や案件ごとの投票に参加しており（水野真木子 2014、一般社団法人日本翻訳連盟 2016/2017）、通訳者の要件等について意見を述べ、それに従って修正もなされている。しかしながら、本規格が採択された後、実際どのように日本の司法通訳の現場に取り入れられ実行されるのかは明らかにされておらず不明瞭なままである。

第三に、日本の司法通訳の在り方への示唆である。資格認定制度の導入は急務だと言える。オランダの事例では、8か月の「法廷通訳・翻訳者研修コース（SIGV）」で語学と法学を学んで初めて法廷通訳者として登録される。受講料と受験料は経済的に負担が大きいですが、この「登竜門」があることで、SIGV 登録済の法廷通訳者の質が保たれ、同業者集団として組織化される。それに対して、日本は資格認定制度がないため教育機関も同業者集団もない。この状態が何十年も放置されていること自体が問題である。ISO 規格策定のための議論においても、日本の委員会は、通訳者の要件に関して、「公的資格」という要件を何とか回避しようとしたということであるが（水野真木子 2014:238）、こうした姿勢は司法通訳の資格認定を遅らせることにつながらないか危惧される。

世界最大の司法通訳・翻訳者団体である EULITA 総会への出席とオランダでの調査を通じて、言語と文化の橋渡しとなる通訳者が置かれた状況とその課題は世界共通であることがわかる。各国の個別事情はあるにせよ、雇用者である裁判所と業務委託者である通訳人との上下関係や待遇の悪化が共通課題としてある。法廷通訳者自身が

声を上げないと何の改善も行われぬ。日本においては、長年の懸案事項であった資格認定制度への機運を高めることが第一歩である。

## 付記

本稿は水野と高畑による共著である。水野は、1.1～1.3、2.4、3.3、4を、高畑は2.1～2.3、3.1、3.2を執筆し、両者で調整の上で5を執筆した。なお、本調査には、以下の研究助成を利用した。①文部科学省科学研究費（基盤研究C）「法廷通訳に求められる通訳の正確性・等価性に関する研究」（代表・水野かほる、課題番号・16K02925）、②静岡県立大学・教員特別研究推進費「司法通訳の円滑な運用と制度構築のための予備的研究—司法通訳人の就労実態とその負担」（代表・水野かほる）。本調査に協力して下さった皆様に感謝します。

## 参考文献

（論文・書籍）

奥村美菜子・櫻井直子・鈴木裕子、2016、『日本語教師のためのCEFR』くろしお出版。

久岡康成、2015、「EU指令2010年64号における通訳及び翻訳に対する権利」『香川法学』35(3)：1-28。

水野真木子、2004、「欧州における司法通訳・翻訳をめぐる近年の動きと展望—Grotius Projectを中心に—」『通訳研究』4：139-156。

水野真木子、2014、「国際標準化機構（ISO）によるコミュニティ通訳の規格化について」『通訳翻訳研究』14：237-241。

（ウェブサイト）

European Legal Interpreters and Translators Association (EULITA)

<http://eulita.eu/>

ISO/DIS 20228.2 Interpreting services-Legal interpreting--Requirements

<https://www.iso.org/standard/67327.html>（2018年6月アクセス）

一般社団法人日本翻訳連盟『日本翻訳ジャーナル』#286、2016年11/12月号

[https://journal.jtf.jp/files/ltd/limited-access/JTFjournal286\\_2016Nov.pdf](https://journal.jtf.jp/files/ltd/limited-access/JTFjournal286_2016Nov.pdf)（2018年6月5日アクセス）

一般社団法人日本翻訳連盟『日本翻訳ジャーナル』#291、2017年9/10月号

[https://journal.jtf.jp/files/ltd/limited-access/JTFjournal\\_291\\_2017Sep.pdf](https://journal.jtf.jp/files/ltd/limited-access/JTFjournal_291_2017Sep.pdf)（2018年6月5日アクセス）

最高裁判所事務総局刑事局『ごぞんじですか法廷通訳—あなたも法廷通訳を—』

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/h30.1ban-gozonji.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h30.1ban-gozonji.pdf)（2018年6月アクセス）

裁判員ネット「裁判員制度 市民からの提言2018 <提言⑫>裁判員裁判の通訳に関

欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と通訳方法

して、資格制度を設けて一定の質を確保するとともに、複数の通訳が担当することで通訳の正確性を担保すること」

[https://www.huffingtonpost.jp/satoru-oshiro/translation-system\\_a\\_23441351/](https://www.huffingtonpost.jp/satoru-oshiro/translation-system_a_23441351/) (2018年6月5日アクセス)

高畑幸、2018、「足りない法廷通訳 過重負担でなり手減少」日本情報多言語発信サイト Nippon.com (2018年5月17日掲載)

[https://www.nippon.com/ja/currents/d00402/#cxrecs\\_s](https://www.nippon.com/ja/currents/d00402/#cxrecs_s)